

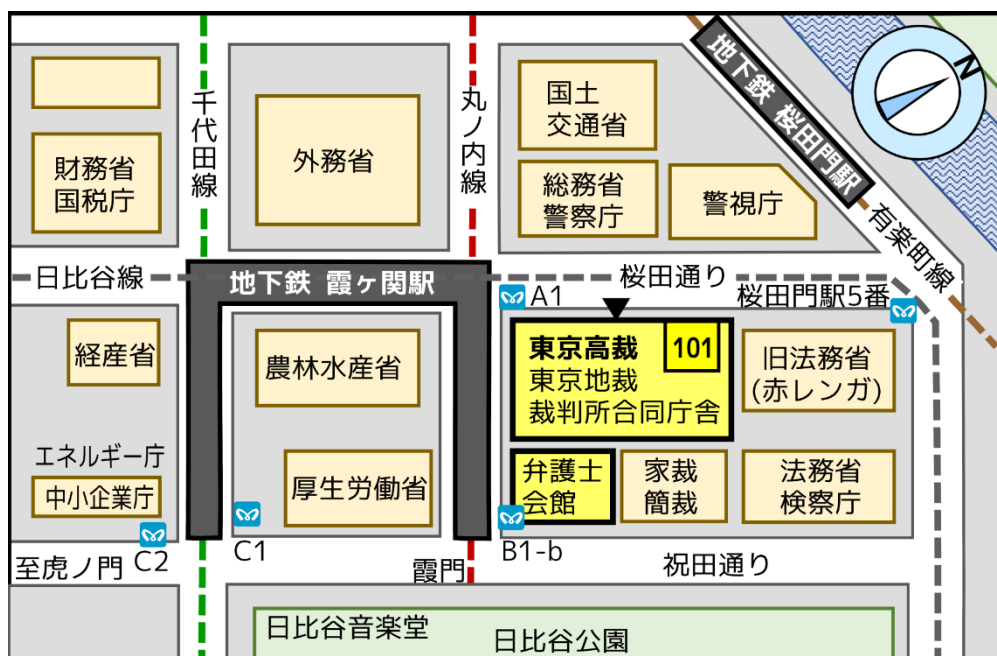
マイナンバー違憲東京訴訟 控訴審第3回口頭弁論へ

マイナンバー違憲東京訴訟の控訴審第3回口頭弁論が11月17日に開かれます。

今回、控訴人（一審原告）らは、實原隆志さんの意見書に基づく憲法41条に関する主張を陳述する予定です。前回やり取りのあった、デジタル改革関連法成立によって大きく変わった番号法の条文等の提出を国に求めた件については、文書を提出する旨の回答がありました。10月20日から本格運用の始まったオンライン資格確認について控訴人の意見陳述も予定しています。多くの方の参加・傍聴を呼びかけます。

- 日時 2021年11月17日(水曜日) 11時00分 開廷
- 場所 東京高等裁判所(裁判所合同庁舎) 1階 101号法廷
- 交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分
東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分
- スケジュール
- ・10時45分 ミニ説明
東京高裁101号法廷脇の待ち合わせスペースに集まり、事前のミニ説明を行います。期日進行の見込みについて話を聴きたいという方、ぜひおいでください。
 - ・11時00分 開廷
直接、東京高裁101号法廷にお越しください。傍聴券交付の予定はありません。
 - ・終了後 報告集会

★裁判・報告集会は、どなたでも傍聴・参加できます。この問題に関心を寄せる方の傍聴・参加を呼びかけます。新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用をお願いします。



- お問い合わせ
マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団
電話 03-3586-3651（東京合同法律事務所 担当弁護士：瀬川）